

改正

平成31年 3 月 5 日条例第13号

世田谷区がん対策推進条例

がんは、日本人の死亡原因の 3 割を占め、世田谷区においても、がんに対する取組が区民の生命及び健康を守る上で喫緊の課題となっている。

世田谷区は、区民、保健医療福祉関係者及び事業者と一体となって総合的ながん対策を推進することにより、区民一人ひとりが、がんに関する関心を高め、望ましい生活習慣を実践してがんを予防し、定期的に検診を受けることでがんを早期に発見するとともに、がんに罹(り)患しても必要な支援を受けながら自分らしい生活を継続することができる「がんを知り、がんと上手に向き合い、がんになっても自分らしく暮らせる地域社会」を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、世田谷区（以下「区」という。）のがん対策に関する基本的な事項を定め、総合的ながん対策の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療福祉関係者 がん患者及びその家族を含む区民に対し、検診、医療、ケア等を提供する保健、医療又は福祉に関する活動を行う者をいう。
- (2) 事業者 区内において労働者を雇用して事業活動を行う者をいう。

(区の責務)

第 3 条 区は、がんに関する正しい知識の普及及び啓発、がんの予防、効果的ながん検診の実施、がん患者及びその家族に対する支援、がんに関する教育の推進等のがん対策を総合的に実施するものとする。

2 区は、前項に規定するがん対策を実施するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(区民の役割)

第 4 条 区民は、がんに関する正しい知識の習得、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣の見直しによるがんの予防並びに定期的に検診を受けることによるがんの早期発見及び早期治療に努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第5条 保健医療福祉関係者は、区が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に努めるとともに、がん患者一人ひとりの病状及び抱える悩みを理解し、良質かつ適切なサービスを提供するよう努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、相互に連携してがん患者及びその家族に対する支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その雇用する労働者のがんの予防の啓発を行うとともに、健康的な職場環境を整備し、がん検診及びがん治療を受けやすい職場づくりに努めるものとする。

(正しい知識の普及及び啓発並びにがんの予防の推進)

第7条 区は、がんに関する正しい知識を普及させるとともに、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、ウイルス等の感染等が健康に及ぼす様々な影響について啓発し、禁煙を希望する区民を支援することによる喫煙率の低下及び受動喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。）の防止等のがんの予防に必要な施策の実施に努めるものとする。

一部改正〔平成31年条例13号〕

(がん検診の受診率の向上及びがん検診の結果の活用)

第8条 区は、がん検診を受診しやすい体制の整備及び対象者一人ひとりへの受診の勧奨により、がん検診の受診率の向上を図るとともに、がん検診の結果を集約して区民の健康増進のために活用するものとする。

(がん患者及びその家族に対する支援)

第9条 区は、がん患者及びその家族ががんに関し信頼することができる情報を得られるよう支援するとともに、がんの罹(り)患に伴う様々な苦痛及び不安の軽減に努めるものとする。

2 区は、支援が必要ながん患者及びその家族が日常生活を安心して継続していくための多様な需要に対応した保健、医療、福祉等のサービスが地域の中で適切に提供されるよう、保健医療福祉関係者と連携して在宅療養を支えるものとする。

(がんに関する教育の推進)

第10条 区は、学校教育の場において生命及び健康の大切さを学び、がん及びがん患者に対して正しい認識を持つよう、がんに関する教育を推進するものとする。

(がん対策推進計画の策定)

第11条 区は、計画的ながん対策の実施のために、がん対策推進計画を策定する。

(がん対策推進委員会)

第12条 区は、前条のがん対策推進計画の策定その他のがん対策の推進に関し必要な事項を協議するため、区長の附属機関として世田谷区がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) がんの予防に関すること。
- (2) がん検診の方法の見直し及び受診率の向上に関すること。
- (3) がん患者及びその家族の支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 区民
- (4) 地域保健について関係を有する団体の構成員
- (5) 関係行政機関及び区の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月5日条例第13号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成32年4月1日から施行する。